

令和 7 年度苫小牧市合理的配慮の提供支援に係る助成金 Q&A

Q1 具体的に、どのようなものが助成の対象となりますか

不特定多数の方をいわゆる『お客さま』として捉え、飲食、物販、医療、その他のサービス等を行っている事業者が、特に障がいのある人がサービスの提供を受けやすくするために行う、物品購入、ツールの作成、工事の施工等が対象となります。詳しくは別表に掲げる具体例をご参照ください。

別表に記載が無い内容であっても、助成対象となる場合がございますので、申請前にご相談ください。

Q2 申請時に、既に、物品の注文や工事の発注をしている場合は対象となりますか

着手前であれば助成対象となります。

なお、着手日とは物品の購入であれば納品日、工事の施工であれば杭打ちの日等と規定しておりますので、着手日が申請日以降であれば問題ありません。

Q3 個人事業者ですが、対象となりますか

個人事業者でも対象となります。

助成対象者の要件として、苫小牧市内において不特定多数の方へサービスを提供している事業であることや苫小牧市内に事務所又は事業所等を有することなどとしておりますので、これらの規定を満たしていれば対象となります。

Q4 これから事業所を開設し、事業を開始する予定ですが対象となりますか

年度内(令和 7 年 3 月 31 日まで)に事業を開始する場合には対象となります。

なお、助成金の請求につきましても年度内(令和 7 年 3 月 31 日まで)に行う必要があります。

Q5 工事の施工について、分割払いを考えていますが対象となりますか

分割払いであっても対象となります。ただし、完了報告書の添付書類として、領収書の写しの提出を規定しております。よって、年度内(令和 8 年 3 月 31 日まで)に全額の支払いが完了する必要があります。なお、助成金の請求につきましても年度内(令和 7 年 3 月 31 日まで)に行う必要があります。

Q6 複数件申請することは可能ですか

同年度内において、複数件の申請を行うことはできません。ただし、本制度は 3 つの区分(コミュニケーションツールの作成費、物品購入費、工事施工費)があり、各区分につき同年度内で 1 件ずつの申請が可能です。

Q7 例えば筆談ボードを複数購入する場合、全て対象となりますか

複数の購入を予定している場合でも対象となります。ただし、1件の申請時にその内容を記載した上で申請する必要があります。また、各区分ごとの限度額は増額されません。申請自体は同年度内において1件のみとなっておりますのでご注意ください。

Q8 助成を受けた後において、利用状況など報告書の提出などは必要ですか

助成完了後については、報告書の提出などは義務としておりません。ただし、助成対象となった物品等が本制度の目的に反して使用されているような疑義が生じた場合には、報告書の提出や実地検査などを行う場合がありますので、目的に即した利用に努めてください。

Q9 事業が年度内に終わらなかった場合はどうなりますか

助成対象となる経費は年度内までのものと規定しております。よって、その場合は、交付決定が取り消しとなりますのでご注意ください。

Q10 公募期間に申請を行えば、必ず助成対象となりますか

公募期間中に申請件数が多数であった場合には、予算の都合上、選考を行います。選考されなかった場合には、助成対象となりませんのでご理解ください。

また、申請内容によっては、助成対象とならない場合がありますので、申請前にご相談ください。

Q11 公募期間終了以降に申請することはできますか

原則として、公募期間終了以降の申請は受付できません。ただし、公募期間の申請件数等によっては、申請を受け付ける場合があります。